

訓令甲第17号

マリーナ事業者の事業所等に対する立入規程を次のように定める。

平成30年6月15日

警視総監 吉 田 尚 正

マリーナ事業者の事業所等に対する立入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、マリーナ事業者の事業所その他の施設（以下「事業所等」という。）に対して警察職員が行う立入り（以下「立入り」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入りの目的)

第2条 立入りは、条例に規定するマリーナ事業者に係る各種義務の履行を確保し、もって安全かつ快適な水上及び水辺の環境を実現することを目的とする。

(立入実施者の指定)

第3条 地域総務課長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、立入りを実施する警察職員（以下「立入実施者」という。）を指定するものとする。

(立入りの実施基準等)

第4条 警察署長等は、次に掲げる場合に立入りを実施するものとする。

- (1) 新たにマリーナ事業を開始した事業所等について、実態把握上必要と認める場合
- (2) 条例第22条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求について、指定期日までに履行されない場合又は履行されてもその内容が不明確である場合
- (3) 指導又は警告を行ったものについて、その後の状況を確認する必要がある場合
- (4) マリーナ事業者を検挙した場合又はマリーナ事業者に対し指示処分を行った場合
- (5) 条例違反に係る苦情、風評等がある場合
- (6) その他指導又は監督のため、必要があると認められる場合

2 前項第4号に規定する基準により立入りをを行う場合の実施時期は、次に掲げる日からおおむね2週間以内とする。

- (1) 検挙した場合 事件送致を行った日

(2) 指示処分を行った場合 当該指示処分を行った日

(指示又は教養)

第5条 警察署長等は、立入りを実施しようとする場合は、立入実施者に対し、事前に立入りの目的、実施事項、実施要領等を指示し、又は教養するものとする。

(立入実施上の留意事項)

第6条 立入実施者は、立入りを行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) マリーナ事業者、従業者その他の関係者に対して身分証明書を提示し、身分を明らかにすること。
- (2) マリーナ事業者の正当な業務を妨害しないこと。
- (3) 犯罪捜査に利用しないこと。
- (4) 原則として複数の立入実施者で営業時間中に実施すること。
- (5) 立入りの範囲は事業所等に限るものとし、これらに属さない居室その他の場所に立ち入らないこと。
- (6) 第2条に規定する立入りの目的以外の事項に及ばないようにすること。
- (7) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、不用意な言動等により誤解を招かないように注意すること。

(措置)

第7条 立入りにより条例違反を発見した場合は、違反の軽重等を総合的に判断し、マリーナ事業者、従業者その他の関係者に対し、次の中から必要かつ適切な措置をとるものとする。

- (1) 指導又は警告
- (2) 指示処分
- (3) 検挙

(報告)

第8条 立入りを実施した場合において、特異な状況があるときは、地域部長（警察署長にあつては、地域総務課機動警ら係経由）に、速やかに報告するものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。